

協議 5 号

長野市立公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条及び長野市立公民館条例第13条の規定により、下記の者を長野市立公民館運営審議会委員に委嘱したいので協議します。

記

1 長野市立公民館運営審議会委員

選出区分	氏名	性別	所属等	区分
(中部公民館)				
学識経験	小林 忍	男	第五地区心潤う豊かなまちづくり協議会	新任

以上 1 名

任期 令和 3 年 8 月 4 日から令和 4 年 5 月 31 日まで